

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
事業所設置事業	中小企業者が事業所を設置したとき。 (家屋固定資産評価額500万円以上)	固定資産税課税標準額の100分の2.8以内 1,000万円限度

新居浜市中小企業振興条例

(事業所設置事業に対する補助)

第5条 市長は、中小企業者が固定資産税に係る家屋の評価額が500万円以上の事業所を設置したときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、新たに市が当該施設に賦課した固定資産税の課税標準額の100分の2.8に相当する額以内とし、1,000万円を限度とする。

新居浜市中小企業振興条例施行規則

(事業所設置事業の範囲)

第6条 条例第5条第1項に規定する事業所は、別表第1に掲げる産業に属する事業を行うための建物、構築物及びそれらに附属する施設（事業所が住居等との併用建物であるときは、当該住居等の用に供している部分は除く。）とし、当該事業所は道路等により区画されている区域に設置されているものでなければならない。

2 条例第5条第1項に規定する事業所の設置とは、前項に定める事業所を本市に新設し、増設し、又は改設することをいう。

補助対象要件・詳細

- ・中小企業者（別表第1に定めるとおり）
- ・市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人
- ・市税が完納されていること（法人の場合代表者も）（中小企業団体は団体の代表者）
- ・家屋固定資産評価額500万円以上の事業所を設置した場合（土地は含まない）
- ・事業を行うための建物、構築物及びそれらに付属する施設（住居部分は除く）
- ・付属する施設とは駐車場、トイレなど。用地は対象外
- ・事業所の設置とは、本市に新設、増設、改設することをいう。

申請の時期

対象物件に係る固定資産税を納税後（分納の場合は最終支払い終了後）

提出書類

- ・中小企業振興補助金交付申請書等（共通様式）
- ・法人登記簿謄本又は住民票抄本（原本）
- ・定款又は規約（コピー）
- ・配置図及び設計図（平面図などの図面）
- ・納税証明書（市税）…法人の場合は、法人と代表者の各1通（原本）
- ・建設または購入に係る見積書

（新築、増築等の場合）

- ・工事の請負契約書（コピー）
- ・請求書及び領収書、振込み控えなどの支出に関する書類（コピー）
- ・建築確認済証（コピー）及び建築検査済証（コピー）
- ・固定資産評価額課税額証明書又は課税（土地・家屋）明細書
- ・固定資産税領収書（コピー）

（物件の購入等）

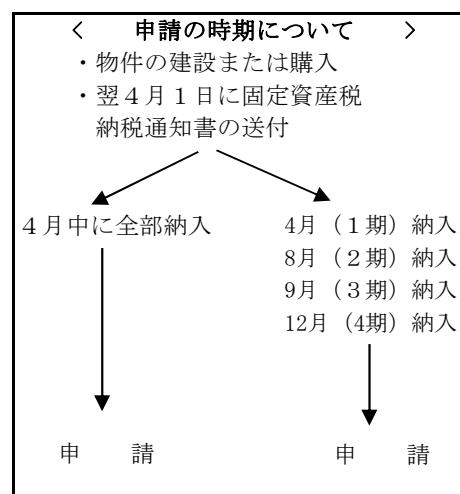
- ・固定資産評価額課税額証明書又は課税（土地・家屋）明細書（コピー）
- ・売買契約書（コピー）
- ・固定資産税領収書（コピー）

①改装費用に関する請求書及び領収書などの支出が確認できる書類（コピー）

②売買契約書に関する、領収書など支出が確認できるもの

③不動産登記簿謄本（原本）

①～③は、場合により追加提出してもらうことがあります。



中古及び新設物件の購入も補助対象。
また改設とは建て直しのこと。

場合によっては企業立地奨励金の対象となります。